

4月から 新生児聴覚スクリーニング検査 の費用助成を開始

☎健康づくり課 ☎922-0200 ☎922-1516



令和3年4月から、新生児聴覚スクリーニング検査費用の一部助成を開始しました。

【新生児聴覚スクリーニング検査とは】

生まれて間もない赤ちゃんを対象に行う耳の聞こえの検査のことです。



■助成対象者

検査実施日に市に住民票があり、令和3年4月1日以降に検査を受けた新生児

■検査時期と回数

原則生後1か月以内に1回（初回検査のみ）

※未熟児で生まれた場合や、検査を実施していない医療機関で出産した時などで、生後1か月までに検査を受けられない場合は、医師の判断により、生後6か月まで助成が可能。

■検査の種類・助成額

- ・自動ABR検査（自動聴性脳幹反応検査）：上限5000円
- ・OAE検査（耳音響放射検査）：上限3000円
- ※検査の種類や費用は、医療機関により異なります。上限額を超えた分は自己負担です。

■助成券の交付

- ・3月17日から母子健康手帳と一緒に交付しています。
- ・3月16日以前に母子健康手帳の交付を受け、4月1日以降の出産予定の人には個別に送付しています。4月1日以降に検査を受け、助成券が届いていない人は、健康づくり課へ。

■償還払い制度 詳細は市ホームページ（QRコード）で確認を。

里帰り出産などで草加市の助成券が使用できず、検査費用を自己負担した人は、申請により償還払いを受けることができます。

情報提供

小学6年生～高校1年生相当の 女子と保護者の皆さんへ

子宮頸がんワクチンの予防接種

☎健康づくり課 ☎922-0200 ☎922-1516

子宮頸がん予防ワクチン（HPVワクチン）には、子宮頸がんの原因の50～70%を占めるHPV16型と18型の感染を防ぐ効果がありますが、予防接種後にワクチンとの因果関係が否定できない症状が報告されています。そのため、国の方針により積極的な接種勧奨は差し控えていましたが、公費で接種できるワクチンであることを周知することとなりました。

ワクチンの有効性・安全性等について、市ホームページ（QRコード）、厚生労働省ホームページを確認し、十分に理解の上、接種希望の場合は、健康づくり課に申し込みください。

なお、定期接種の対象者は、小学6年生～高校1年生相当の女子ですが、今年度は中学1年生～高校1年生相当の女子へ3月末にお知らせはがきを送付しています。



敬老祝金事業の見直しについて

☎長寿支援課 ☎922-1342 ☎922-3279

市では、長寿をお祝いする「敬老祝金」を支給していますが、事業目的に沿った見直しを行い、77歳の支給を取りやめます。

なお、88歳、99歳への敬老祝金の支給は引き続き実施します。

人権擁護委員に 河内紀恵氏を委嘱

☎人権共生課 ☎922-0825 ☎927-4955

4月1日付で河内紀恵氏が法務大臣より人権擁護委員に委嘱されました。任期は令和6年3月31日まで。1期目。

公益財団法人東京二期会所属。声楽家として活動するとともに、社会福祉施設等でボランティア演奏を行い、音楽を通じて地域を支えています。



令和3・4年度 市立病院新規採用職員 （社会福祉士）募集

☎市立病院経営管理課 ☎946-2200 ☎946-2211

■採用予定日 7月1日または令和4年4月1日

■採用人数 若干名

☎4月23日（金）（消印有効）までに市立病院（同病院ホームページからも入手可）、市職員課、各サービスセンターで配布する試験申込書を〒340-8560同病院経営管理課へ郵送。

職種	受験資格等	試験日及び内容
社会福祉士	昭和56年4月2日以降生まれで、社会福祉士の免許を有するまたは令和4年3月31日までに免許を取得見込みの人	5月1日（土） 一般教養・論文 ・面接

地球温暖化防止活動補助金を 利用してください

☎購入・設置前に環境課へ。 ☎922-1519 ☎922-1030



資源の消費を抑制し、自然エネルギーを有効利用する活動を支援するため、環境への負荷の少ない機器や設備等の購入・設置に対し、経費の一部を補助します。重複申請も可能です。申し込みが予算に達した時点で締め切ります。

【補助額】

■太陽光発電システムの設置（設備出力1kW以上） 7万円

■省エネ機器等の購入 ①～⑤は各2万円、⑥は1万円

①太陽熱を利用した給湯器、②地中熱を利用した給湯器、③燃料電池給湯器、④家庭用蓄電池、⑤次世代自動車（電気自動車、燃料電池自動車、プラグインハイブリッド自動車）、⑥HEMS

■雨水貯留施設の設置 経費の2分の1で限度額1万円

緊急事態宣言解除に伴う 市内公共施設の利用再開

☎新型コロナウイルス対策課 ☎922-1839 ☎927-0501

首都圏1都3県を対象とする緊急事態宣言の解除に伴い、本市では一部の施設を除き、公共施設の利用を再開しています。

■利用再開施設 市内公共施設及び学校開放施設

■利用可能時間 午後9時まで

■対象期間 4月30日（金）まで

なお、公共施設の利用再開後も「であいの森・ふれあいの里」については、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、浴場及びカラオケの利用を当面休止します。